

# ○北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例施行規則

令和元年7月3日

規則第7号

改正 令和3年9月27日規則第28号

改正 令和5年3月20日規則第14号

## (趣旨)

第1条 この規則は、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例(令和元年北杜市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

## (関係法令の遵守)

第3条 条例第4条第1項の遵守すべき関係法令とは、別表第1に掲げるとおりとする。

## (適用対象)

第4条 条例第6条第2号の規則で定める条件は、当該事業を計画する者が2親等以内の関係にある者若しくは代表者が同一である者又は構成する役員半数以上が同一である者が当該事業を計画するときに、次に掲げる事項の全てに該当する太陽光発電設備とする。

(1) それぞれの事業区域が近接し、又は隣接していること。

(2) 一の事業の着手予定から2年以内に他の事業の着手が計画されていること。

## (特定区域の指定)

第5条 条例第7条第1項に規定する特定区域は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 条例第7条第2項の協議を行おうとする者は、太陽光発電設備設置協議申請書(様式第1号)により協議を申請するものとする。

## (標識の設置)

第6条 条例第8条第1項の標識は、様式第2号とする。

2 事業者は、条例第12条第1項に規定する標識を設置するまでの間、事業区域の外部から見やすいように、前項の標識を設置しなければならない。

3 条例第8条第2項の標識の設置に係る報告は、標識設置報告書(様式第3号)に次に掲げる図書を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) 標識を設置した場所が明示された図面

(2) 標識の設置の状況及び記載された内容が分かる写真等

4 事業者は、前項の規定により報告した内容に変更が生じた場合は、設置した標識の内容を変更した後、標識設置変更届(様式第4号)に前項に掲げる図書を添付し、当該標識の内容を変更した日から起

算して7日以内に市長に報告しなければならない。

(設置事業の許可)

第7条 条例第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、同条第2項の規定により、太陽光発電設備設置許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の許可申請書は、別表第3に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、特に必要と認めるときは、前項に規定する添付書類以外の書類の提出を求めることができる。

(説明の実施)

第8条 条例第8条第1項の説明は、地域説明会、個別説明会等適切な方法により、事業内容の周知を図るものとする。

2 条例第9条第3項の地域住民等への説明に係る報告は、説明実施報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 説明を行った際に配布した資料
- (2) 条例第2条第6号に規定する範囲及び権利関係に係る書類
- (3) 説明会の議事録及び参加者が分かる書類  
(令5規則14・追加)
- (4) 説明会の開催状況が分かる写真等  
(令5規則14・追加)
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(令5規則14・一部改正)

(許可の基準等)

第9条 条例第10条第1項第1号に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。)第28条第1項の鳥獣保護区を含む場合は、当該鳥獣保護区において鳥獣を保護すべき措置が講じられていること。

(2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限度の範囲の伐採であること。

2 条例第10条第1項第2号に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽電池モジュールの色彩は、黒色若しくは濃紺色又は低明度かつ低彩度であること。
- (2) 道路沿いや住宅に隣接する箇所は、植栽等により修景すること。
- (3) フェンスの色彩は、設置する周辺の環境に応じて、こげ茶、グレー、ベージュ、黒、暗灰色等の低明度かつ低彩度であること。

3 条例第10条第1項第3号に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 太陽電池モジュールは、低反射のものであること。
- (2) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最低限の範囲のものであること。

(3) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。

(変更の許可の申請)

第10条 条例第11条第1項の許可を受けようとする者は、太陽光発電設備設置変更許可申請書(様式第7号)に、変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可通知書等)

第11条 市長は、第7条第1項の申請書の提出及び前条の変更許可申請書の提出があった場合において、条例第10条第1項に規定する許可基準との適合性について審査し、その結果を(変更)許可(不許可)通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(許可標識の掲示)

第12条 条例第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める標識は、様式第9号とする。

(完了の届出等)

第13条 条例第13条第1項の規定による設置許可に係る工事の完了又は取りやめの届出は、太陽光発電設備設置完了(取りやめ)届(様式第10号)により行うものとする。

2 市長は、条例第13条第2項の規定による検査を行った場合において、許可の内容との適合性について検査し、その結果を適合(不適合)通知書(様式第11号)により通知するものとする。

(維持管理)

第14条 条例第14条の規則で定める基準は、別表第4に掲げる太陽光発電設備維持管理基準とする。

(許可の取消しの通知)

第15条 条例第15条に規定する許可の取消しを行ったときは、許可取消し通知書(様式第12号)により通知するものとする。

(身分証明書)

第16条 条例第17条第3項の規則で定める身分証明書は、様式第13号とする。

(勧告)

第17条 条例第19条第2項の勧告の基準は、別表第4に掲げる太陽光発電設備維持管理基準を満たさないと認めるときとする。

(令3規則28・一部改正)

2 条例第19条第1項及び第2項に規定する勧告は、勧告書(様式第14号)により行うものとする。

(令3規則28・一部改正)

(命令)

第18条 条例第20条に規定する命令は、命令書(様式第15号)により行うものとする。

(地位の承継の届出)

第19条 条例第21条の規定による届出は、承継届(様式第16号)により行うものとする。

(設備廃止届)

第20条 条例第23条第2項の規定による届出は、太陽光発電設備廃止届(様式第17号)により行うものとする。

(書類の提出部数)

第21条 条例及びこの規則に基づき市長に提出する書類は、正本及び副本とし、その部数は、それぞれ1部とする。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

- |  |
|--|
| 1 電気事業法(昭和39年法律第170号)、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)及び発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令(令和3年経済産業省令第29号)<br>(令3規則28・一部改正) |
| 2 建築基準法(昭和25年法律第201号)  |
| 3 北杜市まちづくり条例(平成23年北杜市条例第2号)  |
| 4 景観法(平成16年法律第110号)  |
| 5 北杜市景観条例(平成23年北杜市条例第3号)   |
| 6 森林法(昭和26年法律第249号)  |
| 7 都市計画法(昭和43年法律第100号)  |
| 8 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和48年山梨県条例第6号)  |
| 9 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)   |
| 10 農地法(昭和27年法律第229号)   |

1 1	山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(平成 19 年山梨県条例第 33 号) (令 3 規則 2 8・全部改正)
1 2	土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)
1 3	文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)
1 4	騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
1 5	振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
1 6	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
1 7	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)
1 8	北杜市法定外公共物管理条例(平成 16 年北杜市条例第 232 号)
1 9	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例(平成 24 年山梨県条例第 75 号)
2 0	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)
2 1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
2 2	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)
2 3	その他上記以外に関連する法令等がある場合については、その法令

別表第 2 (第 5 条関係)

区域の名称等	関係根拠法令等
1 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)
2 地すべり防止区域	地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)
3 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)
4 砂防指定地	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)
5 国立公園	自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)
6 国定公園	自然公園法
7 県立自然公園	山梨県立自然公園条例(昭和 32 年山梨県条例第 74 号)
8 保安林	森林法
9 自然環境保全地区	山梨県自然環境保全条例(昭和 46 年山梨県条例第 38 号)
1 0 自然記念物	山梨県自然環境保全条例
1 1 農地及び採草放牧地	農地法
1 2 鳥獣保護区特別保護区	鳥獣保護法
1 3 生息地等保護区	山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例(平成 19 年山梨県条例第 34 号)
1 4 山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例第 7 条第 1 号に掲げる区域 (令 3 規則 2 8・追加)	山梨県太陽光発電施設の適正な設置と維持管理に関する条例(令和 3 年山梨県条例第 27 号) (令 3 規則 2 8・追加)

別表第 3 (第 7 条関係)

項目	明示すべき事項及び添付書類等
太陽光発電設備設置に関する計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域(事業区域を複数の工区に分けたときは、事業区域及び工区)の所在地及び面積</li> <li>2 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)及び現場管理者の氏名及び住所</li> <li>3 設置工事の着手予定日及び完了予定日</li> </ol>
土地所有者の確認	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地登記簿謄本の写し(発行から3箇月以内のもので証明のあるもの)</li> <li>2 賃貸借の場合、権利関係が確認できるもの</li> </ol>
太陽光発電設備の位置及び配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方位、道路又は目標となる地物及び太陽光発電設備の位置</li> <li>2 縮尺、方位並びに事業区域の形状及び寸法</li> <li>3 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又はこれに準ずる図面の写し(公図の写し)</li> <li>4 事業区域に接する道路の位置</li> <li>5 道路境界線及び隣接境界線から太陽光発電設備及び附属する工作物等までの距離</li> <li>6 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数</li> <li>7 設備、擁壁、垣、柵、塀等の高さ、長さ及び色彩</li> <li>8 設備の設置完了時における土地の形状</li> </ol>
太陽光発電設備の設計及び構造	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 太陽光発電設備の設計</li> <li>2 設置する太陽光発電設備出力及び太陽電池出力</li> <li>3 太陽電池モジュール、パワーコンディショナーの仕様</li> </ol>
排水、災害防止計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 雨水排水に関する計画</li> <li>2 災害、事故等の発生防止及び緊急時対応に関する計画</li> </ol>
自然環境、景観及び生活環境措置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然環境等の保全に関する計画</li> <li>2 騒音及び低周波音の防止又は軽減に関する計画</li> <li>3 材料の種類及び仕上げの方法</li> <li>4 色彩(低彩度の色彩の色見本の添付、マンセル記号による表示又は色見本に近い色での着色)及び完成予想図</li> </ol>
許認可又は確認取得状況	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、農地法、森林法その他の関係法令の許認可又は確認の取得状況が確認できるものの写し
維持管理計画等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 維持管理計画</li> <li>2 資材、廃材等の管理に関する計画</li> <li>3 廃止後に関する計画</li> </ol>
現況写真	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業区域及び周辺の状況を表すもの</li> <li>2 写真撮影位置</li> </ol>
条例第10条第2項に係る確認書類 (令3規則28・追加)	条例第10条第2項各号に掲げる事項に該当していないことを証するもの (令3規則28・追加)

別表第4(第14条関係)

太陽光発電設備維持管理基準

- 1 事業区域の境界を越えて土砂及び雨水が流出しないこと。
- 2 破損した太陽光発電設備を放置しないこと。
- 3 太陽光発電設備に附属する工作物等に脱落、剥離、破損、変形又は傾斜が生じていないこと。
- 4 樹木が繁茂し、倒伏し、又は傾斜することにより事業区域の境界を越えないこと。
- 5 雑草が太陽電池モジュールを覆うほど繁茂しないこと。
- 6 雑草が事業区域の境界を越えて繁茂しないこと。
- 7 標識が著しく破損し、老朽化し、汚染し、又は退色していないこと。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住所  
氏名  
(法人その他の団体にあつては、  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

太陽光発電設備設置協議申請書

次のとおり太陽光発電設備の設置を計画しているので、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第7条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

太陽光発電設備に関する計画

発電設備の名称		
設備ID		
発電設備出力(太陽電池出力)		kW (                  kW)
事業区域	所在	
	面積	
	土地の地目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他(      )
	特定区域の名称	
工事施工者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
設置工事	着手予定日	

	完了予定日	
事業の施行に必要な法令及び他の条例許認可又は確認取得状況		

(関係書類)

- 1 案内図
- 2 登記簿謄本の写し

様式第2号 (第6条関係)

太陽光発電設備設置計画のお知らせ		
設備ID		
事業者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
事業区域	場所	
	面積	
予定発電出力 (予定太陽電池出力)		k W ( k W)
工事施工者	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
代理人	住所	
	氏名又は名称	
	連絡先電話番号	
設置工事	着手予定日	
	完了予定日	
標識設置年月日		年 月 日

100センチメートル以上

100センチメートル以上

様式第3号 (第6条関係)

年 月 日



北杜市長 様

事業者 住所  
氏名  
(法人その他の団体にあつては、  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

標識設置報告書

次のとおり標識を設置したので、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第8条第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業区域	所在	
	面積	
設備 I D		
予定発電出力		k W
予定太陽電池出力		k W
工事施工者	住所	
	氏名又は名称	
代理人	住所	
	氏名又は名称	
標識設置年月日		年 月 日

(関係書類)

- 1 標識を設置した場所が明示された図面
- 2 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真

様式第4号 (第6条関係)

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住所  
氏名  
(法人その他の団体にあつては、  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

標識設置変更届

次のとおり標識の内容を変更したので、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例施行規則第6条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

事業区域	所在	
	面積	
設備ID		
標識設置報告書年月日		
変更事項		
変更内容		

(関係書類)

- 1 変更後の標識を設置した場所が明示された図面
- 2 変更後の標識設置状況及び記載内容が分かる写真

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住所  
氏名  
(法人その他の団体にあつては、  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

太陽光発電設備設置許可申請書

次のとおり太陽光発電設備の設置を行いたいので、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第9条第1項の規定により申請します。

太陽光発電設備に関する計画

発電設備の名称		
設備ID		
発電設備出力(太陽電池出力)		k W (                  k W)
事業区域	所在	
	面積	
	土地の地目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他(      )
	土地所有者氏名	
	特定区域の名称 及び協議の状況	年 月 日 協議済
現場管理者	住所	
	氏名又は名称	

	連絡先電話番号	
設置工事	着手予定日	
	完了予定日	
事業の施行に必要な法令及び他の条例許認可又は確認取得状況		

(添付書類)

- 1 土地所有者の確認書類
- 2 太陽光発電設備の位置及び配置
- 3 太陽光発電設備の設計及び構造
- 4 排水、災害防止計画
- 5 自然環境、景観及び生活環境措置
- 6 許認可又は確認取得状況
- 7 維持管理計画等
- 8 現況写真
- 9 条例第10条第2項に係る確認書類

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住所  
氏名  
(法人その他の団体にあつては、  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

説明実施報告書

次のとおり説明を行ったので、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第9条第3項の規定により、関係書類を添えて報告します。

事業区域	所在	
	面積	
設備ID		
標識設置年月日		
説明実施	説明方法	<input type="checkbox"/> 説明会の開催 <input type="checkbox"/> その他の方法( )
	説明実施時期	年 月 日
	説明開催場所 参加者・人数	人

内 容	説明の状況	地域住民等 ( ) 説明者 ( )
	説明の内容及び 説明資料	
	事業に対する理解	<input type="checkbox"/> 得られた <input type="checkbox"/> 得られていない 理由
	理解を得るための取組 内容	
	要望及び要望に 対する対応	
	その他特記事項	

(関係書類)

- 1 説明を行った際に配布した資料
- 2 条例第2条第6号に規定する範囲及び権利関係に係る書類
- 3 説明会の議事録及び参加者が分かる書類
- 4 説明会の開催状況が分かる写真等
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住所  
氏名  
(法人その他の団体にあつては、  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

太陽光発電設備設置変更許可申請書

年 月 日付け 第 号で許可のあった太陽光発電設備設置について、次のとおり変更したいので、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第11条第1項の規定により申請します。

発電設備の名称	
設備ID	

発電設備出力（太陽電池出力）	kW（                      kW）	
許可番号		
許可年月日		
事業区域	所在	
	面積	
	土地の地目	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他（      ）
	土地所有者氏名	
	特定区域の名称 及び事前協議の状況	年      月      日      事前協議済
変更事項		
変更内容		

（添付書類）

変更の内容が確認できる書類

住所

氏名又は名称 様

北杜市長

印

（変更）許可（不許可）通知書

年 月 日付けで申請のあった太陽光発電設備の設置については、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例施行規則第11条の規定により次のとおり通知します。

- 1 事業区域の所在
- 2 事業区域の面積
- 3 許可・不許可区分
- 4 許可の条件（不許可とする理由）

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北杜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（北杜市長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する北杜市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、北杜市を被告として（訴訟において北杜市を代表する者は、北杜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第12条関係）

北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例許可標識	
区分	太陽光発電設備
名称	
設備ID	
許可番号	
許可年月日	年 月 日
事業者	住所
	氏名又は名称
	連絡先電話番号
事業区域	場所
	面積
発電出力（太陽電池出力）	kW（ kW）
工事期間（完成予定）	
工事施工者	住所
	氏名又は名称
	連絡先電話番号
保守点検 責任者	住所
	氏名又は名称
	連絡先電話番号
運転開始年月日	年 月 日

↑  
25センチ  
メートル以  
上  
↓

← 35センチメートル以上 →

様式第10号（第13条関係）

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住所  
氏名  
(法人その他の団体にあつては、  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

太陽光発電設備設置完了（取りやめ）届

年 月 日付け 第 号で許可のあった太陽光発電設備設置について、次のとおり完了（取りやめ）したので、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

発電設備の名称		
設備ID		
発電設備出力（太陽電池出力）		k W (                  k W)
許可番号		
許可年月日		
事業区域	所在	
	面積	
完了（取りやめ）年月日		年 月 日

（関係書類）

- 1 工事写真
- 2 工事完了（取りやめ）の状況が分かる写真
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

住所

氏名又は名称                  様

北杜市長

印

適合（不適合）通知書

年 月 日付けで届出のあった太陽光発電設備設置完了（取りやめ）届については、検査の結果、許可内容に適合する（不適合）と認められましたので、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第13条第2項の規定により通知します。

発電設備の名称		
設備ID		
発電設備出力（太陽電池出力）		k W (                  k W)
許可番号		
許可年月日		
事業区域	所在	



	面積	
事業者	住所	
	氏名又は名称	
検査日		年 月 日
適合条件（不適合の場合は、指導内容）		

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北杜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（北杜市長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する北杜市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、北杜市を被告として（訴訟において北杜市を代表する者は、北杜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

住所

氏名又は名称 様

北杜市長

印

#### 許可取消し通知書

年 月 日付けで申請のあった太陽光発電設備の設置については、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第15条の規定により次のとおり許可を取り消します。

- 1 事業区域の所在
- 2 事業区域の面積
- 3 取消しとする理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北杜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（北杜市長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する北杜市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、北杜市を被告として（訴訟において北杜市を代表する者は、北杜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第13号（第16条関係）

第	号		
身分証明書		写真	
所属 職氏名			
北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第17条第2項の規定に基づき立入調査をする職員であることを証明する。			
年 月 日			
北杜市長		印	

9センチメートル

5.5センチメートル

様式第14号（第17条関係）

勸告書

第 号  
年 月 日

住所

氏名又は名称 様

北杜市長

印

年 月 日付けの届出については、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第19条の規定により、必要な措置をとるよう次のとおり勧告します。

発電設備の名称	
設備ID	
発電設備出力（太陽電池出力）	kW（          kW）
許可番号	
許可年月日	

勧告事項	
------	--

様式第15号（第18条関係）

命 令 書

第 号  
年 月 日

住所

氏名又は名称 様

北杜市長 印

年 月 日付けの届出については、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第20条の規定により、次の措置をとることを命じます。

なお、命令に違反した場合は、氏名等の公表及び罰金に処されることがあります。

発電設備の名称	
設備ID	
発電設備出力（太陽電池出力）	k W ( k W)
許可番号	
許可年月日	
命令事項	
猶予期限	

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北杜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（北杜市長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する北杜市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、北杜市を被告として（訴訟において北杜市を代表する者は、北杜市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第16号（第19条関係）

年 月 日

承 継 届

北杜市長 様

事業者（承継者）住所  
氏名  
（法人その他の団体にあつては、  
所在地、名称及び代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付けで許可のあった太陽光発電設備設置を承継しましたので、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第21条の規定により届け出ます。

発電設備の名称		
設備ID		
許可番号		
許可年月日		年 月 日
承継年月日		年 月 日
承継者	住所	
	氏名又は名称	
被承継者	住所	
	氏名又は名称	
承継の理由		

様式第17号（第20条関係）

年 月 日

北杜市長 様

事業者 住所  
氏名

(法人その他の団体にあつては、  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

太陽光発電設備廃止届

太陽光発電設備設置について、次のとおり設備を廃止したので、北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例第23条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

発電設備の名称		
設備ID		
発電設備出力(太陽電池出力)		kW (                  kW)
許可番号		
許可年月日		
事業区域	所在	
	面積	
設備廃止年月日		年      月      日

(関係書類)

- 1 廃止の状況が分かる写真
- 2 その他市長が必要と認める書類